

ガイドライン改訂案へのパブリック・コメントに対する本行回答

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
和文版		
1	<p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン改訂(案)は、現行ガイドラインより、大きく次の2点で踏み込んだ内容となっている。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 世銀等の国際基準については、現行ガイドラインの「参照」から「適合」に変わり、またIFC基準への拡張も見られ、その意味で環境社会配慮の手続がより明確化されている。 2. 情報公開が現行ガイドラインより広がっている。 <p>その意味で、ガイドライン改訂(案)は、各国 ECA の中でも最も先進性をもつガイドラインとなった事に関しては大変評価はできるし、産業界としても改訂議論に参加してきたので、個別の項目についての特段の意見はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種ステークホルダーとの精力的な協議による作業を経て、今回ガイドライン改訂案をとりまとめた努力を評価する。 	<p>ご評価頂き、ありがとうございます。</p> <p>広く一般からの参加を求めたコンサルテーション会合を2007年11月から2008年9月まで計14回開催し、産業界、NGO、有識者及び関係省庁等より多数の参加者を得、実施状況確認調査結果も踏まえて、改訂に向けての様々な論点につき議論を重ねて参りました。かかる議論を踏まえ、本改訂案を作成したわけですが、かかる改訂案を取りまとめられたのもひとえに参加者の方々による有益且つ積極的なご議論の賜物であったと考えております。</p>
2	<p>(ガイドライン運用)</p> <p>国際協力銀行の融資案件は商業ベースの案件が主であり、熾烈な国際競争に晒される場合が多い為、審査の長期化や過大なコスト発生等により、国際競争力への影響がでない運用</p>	<p>環境の維持と両立した持続的な事業の実現は重要な課題であり、日本企業の海外事業活動に対する金融面からの支援と環境社会配慮とを両立させることは、本改訂プロセスにあたり JBIC が最も重視した点の一つです。今後も日本企業の</p>

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
	<p>が必要。</p>	<p>対外経済活動の促進を政策目的の一つとする公的金融機関として適切な環境社会配慮を確保しつつ、商業上の秘密や機動的な案件形成への配慮等、これまで通り日本企業の国際競争力確保には十分配慮していく所存です。</p>
3	<p>(追加設備投資を伴わない権益取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カテゴリCの例示から削除すべきである。 ● 「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリCに分類される例示から削除し、ガイドラインの運用と文言との間の整合性を持たせるのが、より適切と考えます。 ● 「追加設備投資を伴わない権益取得」を原則としてカテゴリCに分類されるプロジェクトの例示から削除すべきだと考える。 ● 追加設備投資を伴わない権益取得をカテゴリCの例示から外すべきである。 	<p>ガイドラインでは、「負の環境影響が最小限か、又は全くないと考えられるプロジェクトはカテゴリCに分類される」と規定しており、仮に、負の環境影響が最小限か、全くないと判断しえないプロジェクトであったときは、カテゴリA又はBとする場合もあることは明らかです。他方、コンサルテーション会合でも申し上げたことですが、「通常特段の環境影響が予見されないプロジェクト」は、「原則として、カテゴリCに分類される。ただし、カテゴリAにおける影響を及ぼしやすい特性又は影響を受けやすい地域に該当するものを除く。」と規定しており、その例として「追加設備投資を伴わない権益取得」を明示しているところ、このような案件の場合、一般的には操業中のプロジェクトであり、追加設備投資を伴わなければ、新たな環境影響は生じない（又は極めて小さい）ため、この例示は妥当なものであると認識しています。</p>
4	<p>(環境チェックレポート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際的基準等との乖離がある場合に確認された背景・理由及び対応策について、環境チェックレポートの結果に記載するなどの形で公 	<p>国際的基準等との乖離がある場合の対応については、コンサルテーション会合での議論を踏まえ、改訂案の第1部3.(4)で、「環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比</p>

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
	<p>開し、明らかにされていくことが重要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策について、環境チェックレポートに記載すべきである。 	<p>較検討し大きな乖離がある場合には、相手国（地方政府を含む）、借入人、及びプロジェクト実施主体者との対話を行い、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。」と改訂し、この趣旨に沿って、環境レビューを着実に実施する所存です。</p> <p>一方で、国際的基準等との乖離がある場合に確認された背景・理由及び対応策に係る JBIC の情報公開については、本行のアカウントビリティ向上の観点と金融機関としての守秘義務や現地の制度的、文化的特徴等の観点とを慎重に考慮する必要があり、少なくとも一律に全ての内容を環境チェックレポートに記載することは適当ではないと考えています。実務上は、プロジェクト毎に上記の点を慎重に考慮し、公開できると判断した範囲で同レポートに記載することになります。</p>
5	<p>（環境チェックレポート） 環境チェックレポートに含める項目に、下記を加えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業の概要（事業の規模や特性、必要とされる施設、燃料・原料など） ● 影響を及ぼしやすい特性、影響を受けやすい地域などに付随する影響および当該影響に関連する環境社会配慮上の確認根拠 ● セクター特有の影響および当該影響に関連する環境社会配慮上の確認根拠 ● 適用される国際基準・国内基準 	<p>コンサルテーション会合における「改訂の方向性」に係る議論の中で、頂いたご意見を踏まえ、環境チェックレポートの内容を充実させる以下のような提案を行いました。まず、①スクリーニング段階において特に留意が必要とされたポイント及びモニタリングすべき項目を中心に、現行公開している環境チェックレポートを拡充する。具体的には、重大で望ましくない影響が想定される項目に係る判断については、その根拠を極力記載する（内容によっては、借入人/プロジェクト実施主体者等の同意が前提となる）。また、②主たるモニタリング</p>

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮上、重要な文書の策定状況 ● ステークホルダー協議の実施状況 ● 環境社会配慮に関する文書の公開の状況 	<p>項目についても、何故かかる項目についてモニタリングを要するかについての根拠を極力記載する（内容によっては、借入人/プロジェクト実施主体者等の同意が前提となる）。</p> <p>しかるに、今般ご指摘頂いた項目を環境チェックレポートの中で一律に全て記載することは守秘義務や現地の制度的・文化的特徴への配慮の観点から困難であると考えます。</p> <p>実務的には、スクリーニング段階において特に留意が必要とされたポイント及びモニタリングすべき項目を中心に、他方で、守秘義務や現地の制度的、文化的特徴への配慮を慎重に踏まえた上で、個別のプロジェクト毎に、環境チェックレポートの記載項目・内容を判断していく所存です。</p>
6	<p>（先住民族）</p> <p>4. 環境社会配慮確認手続きの（3）カテゴリ別の環境レビューにおける、カテゴリ A のなかに「先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合」に、「先住民族計画」を含めることを明記した点を支持する。</p>	<p>ご評価頂き、ありがとうございます。</p>
7	<p>（先住民族）</p> <p>対策を講ずる意思決定手続きでの関係する民族集団（とその代表）の効果的な参加も併せて保障されたい。</p>	<p>ご指摘の主旨は、ガイドラインにおける当該条文（JBIC 第2部1（社会的合意及び社会影響）および（先住民族））に盛り込まれていると理解しています。JBICとしては、ご指摘の点も含め、個別案件の性質を十分勘案し、今後とも適切な環境社会配慮の確認に努めます。</p>

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
8	<p>(先住民族)</p> <p>「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて」の「事前の」の解釈につきガイドライン実施に係る申し合わせ事項として内規化されるよう要望する。</p>	<p>ご指摘の主旨は、ガイドラインにおける当該条文（JBIC 第2部1（社会的合意及び社会影響））に盛り込まれていると理解しています。JBIC としては、ご指摘の点も含め、個別案件の性質を十分に勘案し、今後とも適切な環境社会配慮の確認に努めます。</p>
9	<p>(先住民族)</p> <p>「協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明」が行われるべきとしているが、特に先住民族の女性、子ども、高齢者などの特別なニーズに配慮して頂きたい。</p>	<p>ご指摘の主旨は、ガイドラインにおける当該条文（JBIC 第2部1（社会的合意及び社会影響））に盛り込まれていると理解しています。JBIC としては、ご指摘の点も含め、個別案件の性質を十分に勘案し今後とも適切な環境社会配慮確認に努めます。</p>
10	<p>(翻訳版の公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境社会配慮確認のために入手した文書の翻訳版については、現地で公開されているかどうかに関らず、JBICによって公開されるべきである。 ● 翻訳版の公開については、現地で「一般に公開されている」場合ではなく、「JBIC が環境レビューにおいて参照した場合」とするなど、別途改訂が必要。 	<p>環境社会配慮確認のための文書に係る権利（コンサルテーション会合では「著作権」と説明しています）は、その文書を作成したプロジェクト実施主体者にあります。従って、第三者がその翻訳版（以下「翻訳版」という。）を公開する場合、当然にプロジェクト実施主体者の事前同意が必要となります。一方で、翻訳版には、常に翻訳リスクが伴いますので、仮にJBICにて公開するとなれば、プロジェクト実施主体者に内容を精査してもらう必要があります。</p> <p>実務的には、翻訳版は、プロジェクト実施主体者がJBICの環境レビュー用に自主的に作成する場合もあれば、JBICが外部業者に委託して作成する場合があります。前者の場合、JBICでの公開を条件とすれば、プロジェクト実施主体者がかえって翻訳版作成に慎重になってしま</p>

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
		<p>う恐れがありますし、後者の場合は、プロジェクト実施主体者に、彼らの母国語ではない英語や日本語の翻訳版を精査してもらうという多大な時間的、労力的追加負担を強いることとなります。翻訳版の公開により正本と翻訳の齟齬が発見出来るメリットをご指摘頂いていますが、コンサルテーション会合においてご説明しました通り、JBICは、プロジェクト実施主体者から提供された翻訳版の場合でも、これに加えて独自に質問状のやり取りを通じて入手・確認した情報に基づき、環境社会配慮確認作業を行っています。即ち、必ずしも翻訳版の誤訳を修正することはせずに作業することがある中、仮にディスクレーマー付で公開するにせよ、当該翻訳版を公開した場合、これが一人歩きし、プロジェクトの実現に悪影響を与える可能性もあると言えます。上述の点を総合的に勘案した結果、ご指摘の点の採用は現実的ではないと判断致しました。翻訳版は通常プロジェクトの実施国の読者を想定していないため現地において積極的に公開されるケースは稀であるとのことご指摘も頂いておりますが、プロジェクト実施主体者がプロジェクト実施国において翻訳版を公開するということはまさにその内容について責任を持たれることの表れでありますので、やはり現地での公開を私どもの情報公開の前提とすべきと判断致しました。</p>
11	(融資契約締結後の情報公開) JBICは、融資契約締結後においても、	JBICが、融資契約締結前に環境社会配慮確認のために借入人等から入手した

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
	<p>環境社会配慮確認のために借入人等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で公開されている文書をウェブサイト上で公開するべきである。</p>	<p>文書を公開することは、業務の透明性及びアカウンタビリティを確保するために実施するものであり、スクリーニング及び環境レビューのために要した文書がその公開の対象となります。</p> <p>環境管理計画、住民移転計画書、先住民族計画書等の文書は、融資契約締結後に詳細設計を経て変更が加えられることがあります。JBIC では環境レビュー時点で入手した計画書を基に、質問状でのやり取りや現地実査などで環境レビューを実施します。その上で内諾等の意思決定を行った場合は、環境レビューの時点で入手した文書のうちプロジェクト実施国にて一般に公開されているものを公開対象と致します。</p>
12	<p>(モニタリング結果の公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モニタリング結果は原則的にステークホルダーに公開されるべきである。 ● 事業者のモニタリング結果の公開の強化・促進に向けて、ぜひともモニタリング結果の現地での公開を義務づけ、さらに融資するお立場の貴行におかれましてもそれらの結果を全面的に公開なさる方向性で再度ご検討頂きたい。 	<p>改訂案の第2部1にて「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」と規定しており、ここで「望ましい」と記載している背景は、守秘義務や現地の制度的、文化的特徴等に配慮する必要があるためです。</p> <p>JBIC では、これらに配慮しつつ、借入人等を通じたプロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開に努めます。</p>
13	<p>(モニタリング結果確認の公開)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合でも、最低限 JBIC 自身のモニタリング確認の結果を日本で公開することが不可欠だと考え 	<p>コンサルテーション会合における「改訂の方向性」に係る議論において、JBIC がどのような情報をもってモニタリング確認を行っているかについてのアカウンタビリティ向上を図るべく、現地側でのモニタリング結果の JBIC による公</p>

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「本行が実施したモニタリング調査結果を本行ウェブサイト上で公開する」を追加すべきだと考える。 	<p>開の重要性が認識されました。もっとも、実施状況確認結果等も踏まえ、これら情報公開にあたっては、守秘義務や現地の制度的、文化的特徴への配慮から現地で公開されている範囲で JBIC も公開するとの配慮が重要である点も認識されました。これらの意見を踏まえ、改訂案では、第1部5.(2)を「本行は、プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲内で、本行ウェブサイト上で公開する。」と致しました。他方、上記改訂案の内容を超える JBIC 自身のモニタリング確認結果の公開可否についてですが、仮に JBIC が公開した場合、その公開により、プロジェクト実施主体者による必要な改善が実施される前に、或いは実施による効果が表れる前に、プロジェクトの中断や本邦企業への悪影響等が生じ、かえって環境社会配慮の実施に支障をきたす恐れを排除できないこと等から、JBIC 自身のモニタリング確認結果の公開をガイドラインに規定することは控えるべきであると判断しました。</p>
14	<p>(原子力)</p> <p>JBIC は環境社会配慮確認の一環として原子力関連案件の安全性等に関する確認を行うべきである。</p>	<p>原子力の安全に関する条約にも示されているとおり、原子力発電所の安全確保は当該発電所が立地する国の責任です。原子力資機材の輸出に公的信用を付与する場合における安全確保等に関する配慮の確認は、こうした前提の下で、JBIC 又は NEXI からの依頼に基づき経済産業省が行っています。今後とも、JBIC 又は NEXI からの依頼により経済産業省</p>

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
		が確認することとしています。
15	<p>(原子力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済産業省から JBIC/NEXI に宛てた審査依頼の回答と共に、「原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全確認に関する調査票」が公開されるべきである。 ● JBIC/NEXI は原子力関連案件に関する審査の前提となる文書を公開するべきである。 ● JBIC は原子力関連案件の安全性等の確認結果を、根拠となる関連文書とともに公開すべきである 	<p>ご指摘の調査票は、原子力資機材の輸出に公的信用を付与するに当たり、JBICの依頼に基づいて、経済産業省が行う安全確保等に関する配慮の確認において用いられる情報の一部です。こうした安全確保等に関する配慮の確認に係る審査結果等については、JBICにおいて、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、適切な情報開示に努めます。</p>
16	<p>(原子力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全性確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報については実施国における情報公開を義務付けるべきである。 ● JBIC は原子力関連案件について、安全性等に関する情報が事業実施国において住民協議や情報公開の対象となっていることを確認すべきである。 	<p>JBIC においては、プロジェクト実施主体より、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して公開されていない場合には、貸付等を行うことのないよう指針を作成することとしています。</p>
17	<p>(原子力)</p> <p>経済産業省が審査する場合にも、JBIC/NEXI が審査するのと同様に現地実査を行い、住民協議や情報公開の確認も実施するべきである。</p>	<p>原子力の安全に関する条約にも示されているとおり、原子力発電所の安全確保は当該発電所が立地する国の責任です。原子力資機材の輸出に公的信用を付与する場合における安全確保等に関する配慮の確認は、こうした前提の下で、JBIC 又は NEXI からの依頼に基づき経済産業省が行っているところ、御指摘の現地調査等は必要ないものと聞いており</p>

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
		ます。
18	(原子力) JBIC/NEXI は放射能の濃度のモニタリングを実施すべきである。	原子力の安全に関する条約にも示されているとおり、原子力発電所の安全確保は当該発電所が立地する国の責任です。当該原子力発電施設の安全性等の確保に係る監視については、こうした前提の下で、同条約に基づき当該事業実施国の責任において対応されるものと承知しております。
19	(原子力) 上記の点につきガイドラインに反映すべきである。	上記で回答済み。
20	(第2部の段落記号) 第2部の各事項は「■」の段落記号が使用されているが、番号を付けることが望ましいと考える。	現行どおりで特段の支障はないと考えています。
21	(別表の環境アセスメント報告書) 第2部2. 一別表「カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書」の「案件の記述」では、住民移転計画とともに先住民族計画を記載することが望ましいと考える。	第2部2. 一別表「カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書」は世界銀行 Operational Policy 4.01 (OP4.01) Annex B に基づき、作成しております。従って、ご指摘の通り「社会開発計画」に代えて「先住民族計画」に修正します。
英文版		
22	(reference points の意味) 「benchmarks」だけではなく、「as reference points」を付記されている理由を教えてください。また、「recognized internationally」など、違和感のある表現が見られるので、以下のような英訳を提案させていただきます。	ご提案を踏まえ、ユーザーの分かり易さの観点から以下の通りとします。「In addition, where appropriate, JBIC also uses, as reference points or benchmarks, standards established by other international financial institutions, other internationally recognized standards and/or good practices

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
	<p>「 In addition, when appropriate, standards set by other international finance institutions, other internationally recognized standards, and standards and/or good practices established by developed countries such as Japan, will be referred to as benchmarks by JBIC.」</p>	<p>established by developed countries such as Japan regarding environmental and social considerations.」</p> <p>尚、「as reference points or benchmarks」の記述は、現行ガイドラインと変更はなく、対象となる基準等を「参照」という意味を明確化するために用いています。</p>
23	<p>(相手国政府等の環境許認可証明書)</p> <p>和文に準じ、下段も上段の表記に揃える、もしくは、下段を「environmental permit certificates issued by the host government etc.」とすることを提案させていただきます。</p>	<p>ご提案の通り、下段を上段の平仄と合わせ、以下の通りとします。「environmental permit certificates issued by the host governments or other appropriate authority」</p>
24	<p>(英訳に係わるコメント)</p> <p>現在の英訳の場合、解釈によって、「事前の補償は可能な限り行なう」という読み方もできます。したがって、以下のような英訳を提案させていただきます。</p> <p>「Compensation must be provided in advance, and the amount of compensation will be based to the greatest degree possible upon full replacement costs.」</p>	<p>英訳と和文の趣旨は相違ないものと考えております。従って、原案通りとします。</p>
25	<p>(文言の整合性)</p> <p>「ecosystem and biota」とし、後段の新しい項目立て(P.12.「生態系及び生物相」と整合性を持たせることを提案させていただきます。</p>	<p>ご提案を踏まえ、「ecosystem and biota」とし、訂正致します。</p>
26	<p>(文言の修正)</p> <p>和文に準じ、「OP4.12」と修正することを提案させていただきます。</p>	<p>ご提案の通り、以下の通り訂正致します。</p> <p>「It is desirable that the resettlement plan include elements laid out in the World Bank</p>

NO	主なご意見	ご意見に対する考え方
		Safeguard Policy, OP4.12, Annex A.1